

高知県福祉活動支援基金助成事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、高知県福祉活動支援基金設置及び管理運用規程第3条に基づき、社会福祉法人高知県社会福祉協議会が行う民間社会福祉団体等に対する助成事業について必要な事項を定める。

(助成対象事業及び助成額)

第2条 助成の対象とする事業及び助成額は次のとおりとする。

(1) 社会福祉施設入所児(者)進学等支援事業

社会福祉施設入所児(者)の進学等の支援に係る次に掲げる費用とする。ただし、ア進学祝金、イ就職支度費及びウ高校卒業祝金は重複して交付しないものとする。

ア 進学祝金(大学、短期大学、専修学校の専門課程その他の教育訓練施設に進学する者及び高等専門学校第4学年に進級又は編入する者を対象とする。) 一人あたり 50,000円

イ 就職支度費 一人あたり 30,000円

ウ 高校卒業祝金 一人あたり 30,000円

エ 高校通学費(児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金又は生活保護法による教育扶助等により通学のための交通費が支弁されていない者に対し、国庫負担金の算定に基づく通学費を支給する。)

一人あたり 月額15,000円以内

(2) 地域福祉活動支援事業

高齢者(要支援・要介護高齢者を含む。)、障害者、子ども、子育て家庭、生活困窮者、ひきこもりの人等を対象とした地域福祉の推進に寄与すると認められる事業とし、助成対象経費及び助成限度額について、別表第1及び第2のとおりとする。

(3) 前2号のほか本基金の目的を達成するために必要と認められる事業

(助成の対象者)

第3条 前条第1号以外の助成の対象者は、高知県内で活動する法人又は団体であって次のものとする。

(1) 社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業若しくは第二種社会福祉事業(貸付事業を除く。)を実施する社会福祉法人又は独立行政法人

(2) 社会福祉法第109条第1項及び同法第110条第1項に定める社会福祉協議会

(3) 社会福祉の向上を図るための事業を実施する公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人

(4) 民間福祉団体等(営利法人を除く。かつ団体及び事業内容について、所轄行政官庁又は所在地の市町村社会福祉協議会の推薦を受けたものに限る。)

(助成金の交付手続き等)

第4条 助成金の交付に必要な手続きについては、別に定める。

(助成条件)

第5条 助成対象者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、助成の目的に反して使用・譲渡・交換及び貸し付けてはならない。
- (2) 事業を実施するときは、その事業のポスター、要綱等に「高知県福祉活動支援基金助成事業」の表示をするものとする。助成を受けて購入した機器、備品等についても同様とする。
- (3) 事業の実施に当たっては、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当すると認められる者を契約の相手方としない等、暴力団等の排除に係る高知県の取扱いに準じて行わなければならない。

(助成金の返還等)

第6条 会長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、助成金を返還させるものとする。

- (1) 不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 第5条に定める助成条件に違反したとき。
- (3) 助成金を交付の目的に反し他の用途へ使用したとき。
- (4) 助成対象者が暴力団等に該当すると認められるとき又は経営や運営に対する暴力団等の関与等が認められるとき。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条第 2 号関係)

事業区分	助成限度額
小地域福祉・交流事業（サロン、子ども食堂、当事者交流を含む。）	1 5 0 , 0 0 0 円
研修、イベント、広報啓発等に係る事業	3 0 0 , 0 0 0 円
制度外サービスの提供、調査研究等に係る事業	3 0 0 , 0 0 0 円
備品購入に係る事業	5 0 0 , 0 0 0 円

別表第 2 (第 2 条第 2 号関係)

経費区分	助成対象経費
諸謝金	講師等に対する謝金等
印刷製本費	冊子の印刷等
旅費交通費	講師等旅費・交通費
通信運搬費	連絡・案内文の送付等に必要な費用等
消耗品費	消耗品の購入費 次に掲げる事業に係る食材料費 ・参加者による調理がプログラムに含まれる交流事業 ・生活困窮者又はひきこもり者等生活上の困難を抱えた者に対する食支援事業
修繕費	助成対象事業に使用する物品の修理等
使用料・借上料	会場使用料等
備品購入費	機器備品等
保険料	ボランティア保険等
その他	上記のほか、助成対象事業の実施に必要と認められる経費

(注) 助成対象事業に係る活動を行うために必要な経費のみを対象とし、法人等の経常的な経費は含まないこと。